

# 西区社会福祉協議会 助成のてびき

令和6年度版



## 西区社会福祉協議会

西区寺尾東3-14-41  
(西区役所健康センター棟1階)  
TEL 025-211-1630  
FAX 025-211-1631

2024



## ～ もくじ ～

	(ページ)
1. 地域ふれあい事業助成	・・・ 1
2. 地域歳末たすけあい事業助成	・・・ 6
3. 福祉施設歳末たすけあい事業助成	・・・ 7
4. 地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成	・・・ 8
5. 子育てサロン助成	・・・ 9
6. 子ども食堂助成	・・・ 10
★ 申請手続きのながれ	・・・ 11～13
★ 取り組んでみませんか？ 自治会の福祉活動 (友愛訪問・緊急情報キットのご案内)	・・・ 14～15

各種助成金および友愛訪問・緊急情報キットは、皆様からご協力いただいております社会福祉協議会会員会費及び赤い羽根共同募金・歳末募金が財源となっております。

地域福祉活動の活性化のため、社協会費・共同募金についての皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

※地域の茶の間・サロン助成は新潟市からの補助金が財源です



### ★助成の書類（様式）について

各助成の申請書・報告書等の様式は、西区社会福祉協議会にあります。ご連絡いただければ、送付いたします。

また、パソコンで書類を作成される場合は、西区社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

トップページから「各種様式ダウンロード」ページに移動して、該当のファイルをダウンロードしてください。

西区社会福祉協議会ホームページ

URL : <https://niigatanishiku-syakyo.jp/>



「2. 地域歳末たすけあい事業助成」については、それぞれ受付開始時期になりましたら、要項・申請書等の様式を、各自治会・町内会およびコミュニティ協議会、地区社会福祉協議会の代表者の方へ、送付いたします。

# 1. 地域ふれあい事業助成

地域での「世代交流」「いきがい推進」「ふれあい給食」「デジタル推進」「障がい者交流」の各事業に対して実施する助成です。

## (1) 助成対象団体

西区内の自治会・町内会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、障がい者施設

## (2) 対象事業

事業区分	事業内容
世代交流	高齢者から子どもまで、地域の様々な世代の方が集まり、交流できるような場づくり・イベントを開催する。
いきがい推進	高齢者や障がい者等の日常生活の活性化のために、健康相談・趣味の講座・健康チェック・体操などを実施する。
ふれあい給食	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の見守り・孤独感の解消のために、会食会等を実施する。
デジタル推進	高齢者や障がい者等に、スマートフォンやパソコンの使い方を教える講座などを開催し、デジタル格差解消につなげる。
障がい者交流	障がい者と地域住民が交流できる事業を開催する。

## (3) 助成の内容

事業区分	回数（年度内）	1回の助成の上限額
世代交流	合計3回まで	<b>【呼びかけ・参集範囲】</b> 単独の自治会・町内会 10,000円 複数の自治会・町内会 20,000円 コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会 30,000円
いきがい推進		
ふれあい給食		
デジタル推進		
障がい者交流	1施設 2回まで	一律 20,000円

※事業の収支により、助成額が上限額を下回る場合もあります。

## (4) 助成の条件

以下の条件を満たさない場合には助成されませんので、ご注意ください。

- ① 「西区社会福祉協議会からの助成を受ける予定である」ことを、地域住民や参加者などへの案内文書やチラシなどに明記してください。
- ② 事業の実施主体が「自治会・町内会」「コミュニティ協議会」の場合は、原則その会のエリア内を会場とする事業が対象です。  
ただし、以下の場合には、エリア外でも対象といたします。
  - ・エリア内にある程度の人数が入る屋内の会場（自治会館・コミュニティハウスなど）がない場合や、それらが改修中で使用できない場合
  - ・屋外（公園・浜辺 など）で事業を実施する場合

- ③ 事業の実施後、1か月以内に以下の書類を提出して、申請してください。（3月に開催した場合は、令和7年4月4日までに申請してください。）
- 助成申請書兼報告書
  - 事業の案内（チラシ・回覧資料など。①を満たしていること。）
  - 当日の様子が分かる写真
  - 申請する助成金額分の領収書一式（コピーで構いません。）
  - 団体名義の通帳のコピー（口座番号、名義の記載がある部分）

## （5）助成の対象外

以下の事業・費用は、助成の対象外となります。

- ① 特定の人のみ（参加者が、グループ・団体のメンバーのみ など）を対象とする事業
- ② 「（4）助成の条件」を満たさないエリア外での事業
- ③ 日帰り・宿泊の如何にかかわらず旅行を伴う事業
- ④ 日にちを変えての反省会・事前打合せ経費
- ⑤ 備品（複数回使用できるもの）の購入費用
- ⑥ 飲料用アルコールに係る費用
- ⑦ 当会が販売したものの購入費用（「よろしくねノート」等）
- ⑧ 従業者への謝礼（現金、有価証券等）
- ⑨ ゲーム等景品での現金、金券など
- ⑩ ラジオ体操のみ、一斉清掃のみなど、交流のための時間が確保されていない事業
- ⑪ 集合して行われぬ事業（新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたため、訪問型の事業への拡大助成を終了しました。）

## （6）申請の方法

申請は、窓口への来所で受け付けております。（FAXは、記載内容が不鮮明になるため不可です。）

## （7）Q&A

ここでは、よくある質問の代表的なものを紹介しています。

Q1. 8月と11月に開催した事業を、11月にまとめて申請できますか？

A 8月実施分は助成の対象外となります。事業終了後1か月以内に申請してください。  
なお、やむをえない事情で申請が遅れる場合は、事前にご連絡ください。

Q2. 案内チラシなどに、西区社会福祉協議会から助成を受けることは、どのように表記すればいいですか？

A 例としては、「西区社会福祉協議会の地域ふれあい事業助成に、申請予定です。」「西区社会福祉協議会から地域ふれあい事業助成を受ける予定です。」という文面などがありますが、「西区社会福祉協議会から助成」を受けることが分かれば、その範囲で自由な表現をさせていただいて構いません。

Q3. 助成の上限額の「呼びかけ・参集範囲」について、教えてください。

A 「世代交流」「いきがい推進」「ふれあい給食」「デジタル推進」事業区分か、「障がい者交流」事業区分かで異なります。

① 「世代交流」「いきがい推進」「ふれあい給食」「デジタル推進」事業区分の場合  
自治会・町内会の場合、1つの自治会・町内会が単独で事業を行う場合は1万円、  
2つ以上の自治会が事業を共催する場合は2万円です。

なお、その場合、その学校区全域に呼びかけを行ってください（小学校区での申請  
の場合は、小学校区内の一部のエリアのみの呼びかけですと、助成の対象外となります。）

同一のコミュニティ協議会の場合は、助成の上限額は3万円です。

② 「障がい者交流」事業区分の場合

呼びかけ・参集範囲に関わらず、助成の上限額は一律2万円となります。

## （8）記載見本

助成申請書兼報告書を記載するときに、ご確認ください。（次ページ）

【表面】

地域ふれあい事業助成 — 助成申請書兼報告書 —

(あて先) 西区社会福祉協議会長

申請者 実施団体名 ○×自治会  
 代表者名 新潟 西夫  
 郵便番号 950-2054  
 住所・所在地 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号  
 電話番号 025-211-1630

申請者は、代表者名（自治会・町内会：会長）としてください。なお、「障がい者交流」で、自治会・町内会との共催の場合も、「自治会長・町内会長」としてください。

実施しましたので、助成金の申請をい  
 坂井輪4自治会合同夏祭り  
 あてはまる事業区分に☑を入れてください。

事業名	坂井輪4自治会合同夏祭り			
助成申請額	20,000 円			
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 世代交流	<input type="checkbox"/> ふれあい給食	<input type="checkbox"/> いきがい推進	<input type="checkbox"/> デジタル推進
	<input type="checkbox"/> 障がい者交流			
実施年月日	2019年 8月 10日(土)			
実施場所	○×公園			
実施範囲	<input type="checkbox"/> 単独の自治会・町内会		<input type="checkbox"/> コミュニティ協議会/地区社会福祉協議会	
	<input checked="" type="checkbox"/> 複数の自治会・町内会			
主催団体名				
共催団体名等	○○自治会、××自治会、△△自治会			
参加者数	高齢者	40人	大人	40人
	子ども	40人	合計	
	ボランティア	人	関係者	30人
	その他	人	合計	150人
事業の具体的な内容	近隣の3自治会にも声かけ・案内をし、○×自治会の○×公園で、4自治会合同の夏祭りを開催し、模擬店やゲーム、盆踊りを行った。子どもからお年寄りまで、幅広い世代の交流をした。			

【裏面】

振り込み先口座	金融機関	第四	銀行 金庫	坂井	本店 支店 出張所
	口座番号	普通	当座		3
	口座名義	ふりがな	まるばつじ		
	通帳の口座番号、口座名義の記載があるもののコピーの添付をお願いします。				
問い合わせ先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		<input checked="" type="checkbox"/> 申請者以外 (↓問い合わせ先を記載してください。)		
	担当者名	寺尾 西子			
	電話番号	025-211-163			
文書送付先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		<input checked="" type="checkbox"/> 申請者以外 (↓送付先を記載してください。)		
	郵便番号	950-2054			
	住所	新潟市西区寺尾西1丁目1番8号			
会計	200円×		参加費として	支出	
			150人	助成対象経費 (B)	93,000円
				助成対象外経費	12,000円
	小計 (A)	30,000円		小計	105,000円
		引き計 (B-A)			63,000円

「障がい者交流」で、自治会・町内会との共催の場合は、「自治会・町内会」・「障がい者関係団体・障がい者福祉施設」どちらの口座でも構いません。  
※通帳のコピーの添付が必要です。

問い合わせの窓口となる方を記載してください。代表者と同じ場合は「申請者と同じ」にを入れてください。

助成金の交付決定などの文書をお送りする先の方を記載してください。代表者と同じ場合は「申請者と同じ」にを入れてください。

参加費等の収入がある場合は、何の名目でいくら徴収しているかを記載してください。

事業全体の支出を記載してください。「助成対象外経費」には、アルコール代など助成の対象外となる経費の金額を記載してください。



## 2. 地域歳末たすけあい事業助成

地域住民相互の交流、地域福祉を目的とする歳末時期の事業を支援します。

また、事業を通して地域の関係団体との協働を促進し、共同募金の歳末たすけあい募金のPRを行います。実施期間により締め切り日が異なりますのでご注意ください。

### (1) 助成対象団体

自治会・町内会、コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会  
(一部の人ではなく、地域住民全般を対象とした事業です。)

### (2) 事業の実施期間 (1団体1事業のみ)

- ① 10月1日から11月20日まで → 申請しめきり：8月末(必着)  
② 11月21日から1月31日まで → 申請しめきり：10月末(必着)

### (3) 助成金額 (参集範囲の世帯数によって異なります。)

世帯数	200未満	200~	400~	600~	コミュニティ協議会 地区社会福祉協議会
助成上限 (円)	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000

※ 多くの申請があった場合には、事業予算の関係で助成額を調整させていただく場合があります。

### (4) 助成条件

#### ① 対象経費

会場費・機材等賃借料・広報費・行事用保険等の損害保険料・  
講師謝礼(上限：1組1万円)・食材費・  
飲食物(上限：参加人数×500円)

※ 備品購入費やアルコール飲料代金は対象外です。

② 事業を進める際は、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会やボランティア団体などの地域の関係機関・団体、社会福祉施設と密接な連携を図り、地域住民の理解と協力が得られるように努めるとともに、ボランティアや地域住民が参加しやすい事業に組み立てること。

③ 事業実施にあたり、案内チラシまたは回覧文書などに、「歳末たすけあい募金が財源であること」と「西区社会福祉協議会歳末たすけあい事業」であることを明記するとともに、会場内に表示すること。

★事前申請が必要です！

申請締め切り：期間① 8月末日 ・ 期間② 10月末日

★事業実施後、1か月以内に報告書を提出してください。



### 3. 福祉施設歳末たすけあい事業助成

歳末時期に福祉施設が実施する福祉事業に対し、共同募金の歳末たすけあい募金配分金を財源として助成を行います。

この助成を活用し、地域住民との交流の機会として、また地域福祉を考えるために必要な支援を行うことを目的としています。

#### (1) 助成対象

西区内の福祉施設。ただし、公の施設、企業（株式会社、有限会社等）を除く。

#### (2) 事業の実施期間

① 10月 1日から11月20日まで → 申請しめきり： 8月末（必着）

② 11月21日から 1月31日まで → 申請しめきり：10月末（必着）

#### (3) 助成金額

事業費総額の3分の2以内で、5万円が上限

※ 多くの申請があった場合には、事業予算の関係で助成額を調整させていただく場合があります。

#### (4) 助成条件

##### ①対象経費

会場費・機材等賃借料・広報費・行事用保険等の損害保険料・

講師謝礼（上限：1組1万円）・食材費・

飲食物（上限：参加人数×500円）

※ 備品購入費やアルコール飲料代金は対象外です。

②施設を中心とする近隣の自治会・町内会等の地域住民の参加が全体参加者の3分の1以上含めること。

③事業実施にあたり、案内チラシなどに、「歳末たすけあい募金が財源であること」と「**西区社会福祉協議会歳末たすけあい事業**」であることを明記するとともに、会場内に表示すること。

④行事用保険等の損害保険に加入してください。

（ボランティア行事用保険は、西区社会福祉協議会で加入できます。）

★事前申請が必要です！

申請締め切り：期間① 8月末日 ・ 期間② 10月末日

★事業実施後、1か月以内に報告書を提出してください。



## 4. 地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成

「地域に定期的な交流の場をつくること」を目的とした助成事業です。

助成対象となる事業内容は、開催頻度に応じて2タイプあります。（※ 新潟市からの助成金です。）

	月1回	月2回以上
事業内容	多世代交流や地域の助け合い意識を醸成し、助け合い、支え合う地域づくりを推進するため、地域の集会場や公民館などを利用して、定期的に子どもから高齢者、障がい者など誰もが気軽に集まり交流することができる場を設ける。	
助成対象団体	地域の各種団体 (自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など) ※ 営利目的の活動や趣味的活動を主目的にする活動などは、助成対象外	
助成条件	① 月1回以上、定期的を開催すること ◆ 時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始等） ② 概ね10人以上の参加があること ③ 参加者に制限がないこと	① 月2回以上、定期的を開催すること ◆ 時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始等） ② <u>3年以内に週1回の地域の茶の間支援事業へ移行すること</u> ◆ 週1回への事業移行計画書を提出 ③ 概ね10人以上の参加があること ④ 参加者に制限がないこと
助成対象経費	会場使用料、依頼講師への謝礼、ボランティア保険料、消耗品費 お茶、茶菓子全般、調味料、交流のための調理にかかる食材 (※ 備品購入、弁当代、アルコール飲料は対象外)	
助成の上限	開催月数×2,500円 ◆ 毎月1回以上の開催の場合、年度内で30,000円となります。 ◆ 年度途中での申請も可能です。その場合、申請いただいた月からの年度内開催月数×2,500円が上限	開催月数×5,000円 ◆ 毎月2回以上の開催の場合、年度内で60,000円となります。 ◆ 年度途中での申請も可能です。その場合、申請いただいた月からの年度内開催月数×5,000円が上限

★ 年度終了後、実績報告書・決算報告書・領収書・レシート等を提出していただきます。

★ 週1回の地域の茶の間支援事業は、西区役所 健康福祉課 地域福祉係 が窓口です。

## 5. 子育てサロン助成

子育て中の親子が交流・情報交換ができる「子育てサロン」の支援を目的とした助成事業です。

### (1) 助成対象団体

地域の各種団体

(自治会・町内会、ボランティアグループ など)

### (2) 助成条件

- ① 地域の皆さんが集まりやすい場所（公民館・コミセン等）を利用すること
- ② 月1回以上、定期的に開催すること
- ③ 参加者が概ね10人以上であること

### (3) 助成金額など

#### ① 助成対象経費項目

依頼講師への謝礼、会場使用料、行事用保険等の損害保険料、消耗品費、お茶・茶菓子・食材料費

#### ② 助成額の上限 開催月数×2,500円

◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は30,000円となります。

◆年度途中での申請も可能です。

その場合、申請いただいた月からの年度内開催月数×2,500円が助成上限額となります。

#### ③ 地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成との併用はできません。

※ 令和6年度については、引き続き子育てサロンのオンライン実施についても対象とします。詳しくは西区社会福祉協議会へご相談ください。



## 6. 子ども食堂助成

子どもの孤食を防ぐ場や、食を介した交流の場づくりを実施している子ども食堂を支援することを目的とした助成事業です。

### (1) 助成対象団体

地域の各種団体

(自治会・町内会、ボランティアグループ など)

### (2) 助成条件

- ① 地域の皆さんが集まりやすい場所（公民館・コミセン等）を利用すること
- ② 参加者が概ね10人以上であること

### (3) 助成金額など

#### ① 助成対象経費項目

依頼講師への謝礼、会場使用料、行事用保険等の損害保険料、消耗品費、お茶・茶菓子・食材料費

#### ② 助成額の上限 ひと月の累計食数（配布数）に応じて下記の通りとなります。

##### ●100食未満

開催月数×2,500円（通年実施の場合、30,000円）

##### ●100食以上～200食未満

開催月数×5,000円（通年実施の場合、60,000円）

##### ●200食以上

開催月数×7,500円（通年実施の場合、90,000円）

◆年度途中での申請も可能です。

その場合、申請いただいた月からの年度内開催月数になります。

◆年度途中で食数が変わり助成金額の変更がある場合には、ご連絡ください。

#### ③ 地域の茶の間・ふれあいいきいきサロン助成、子育てサロン助成との併用はできません。

※ 令和6年度については、引き続き、子ども食堂の弁当・食材配布活動についても対象とします。（6年度で終了予定）

詳しくは西区社会福祉協議会へご相談ください。

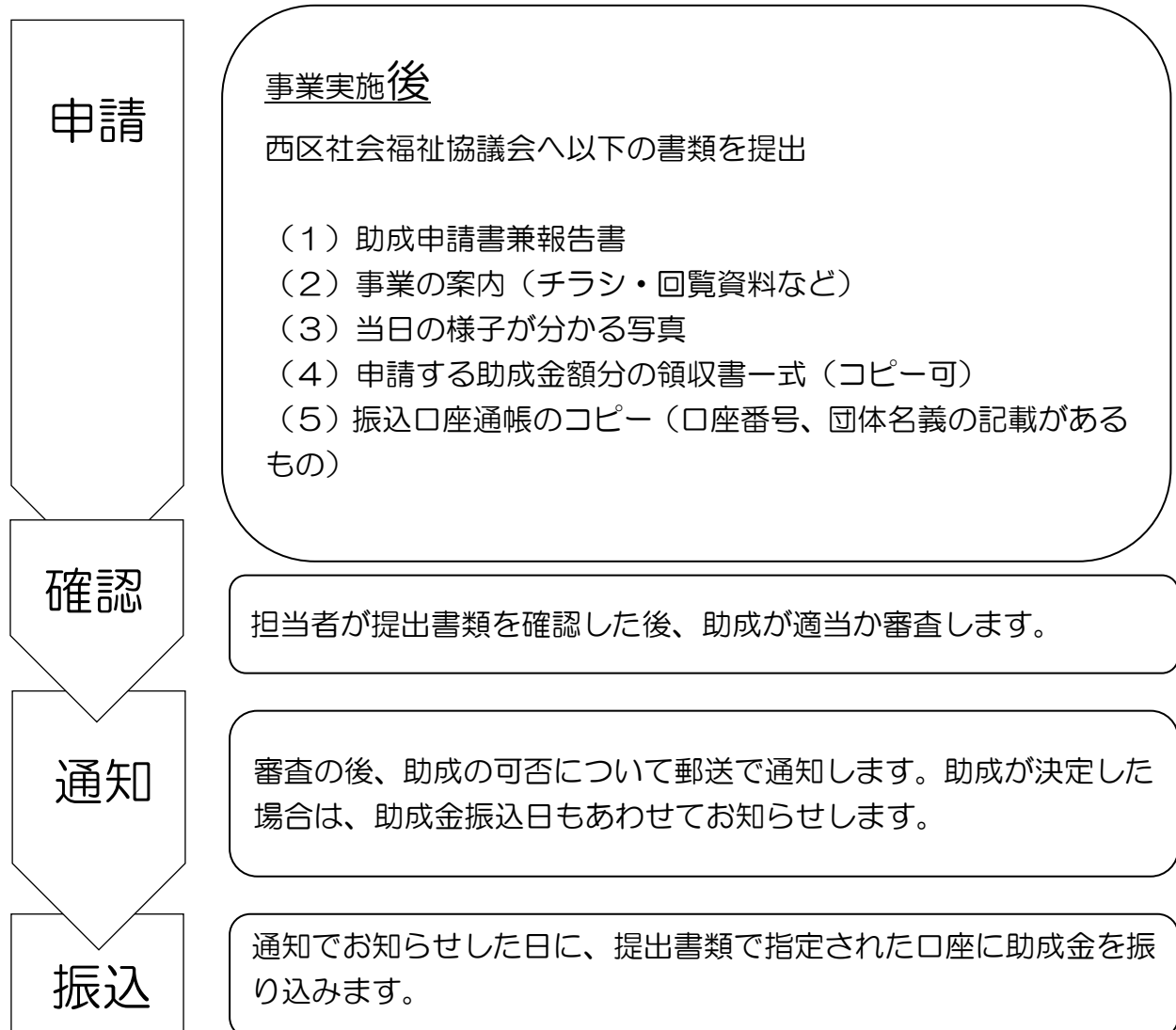
## ★申請手続きのながれ

手続きのながれは大きく3つに分かれます。

	助成事業	必要書類の提出
①	地域ふれあい事業助成 (P. 1)	事業実施後のみ
②	地域歳末たすけあい事業助成 (P. 6) 福祉施設歳末たすけあい事業助成 (P. 7)	事業実施前および後
③	地域の茶の間・ふれあいいいきサロン助成 (P. 8) 子育てサロン・子ども食堂助成 (P. 9、10)	※年度初めおよび年度末

※ 年度途中での申請も可能です。

### ①地域ふれあい事業助成



## ②地域歳末たすけあい事業助成／福祉施設歳末たすけあい事業助成

<事業実施前> ※それぞれ締め切りがありますのでご注意を!

申請

西区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 助成申請書
- (2) 事業開催案内のチラシ

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

<事業実施後>

報告

西区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 助成報告書
- (2) 助成対象経費分の領収書（コピー可）
- (3) 事業実施時の写真
- (4) 振込口座通帳のコピー（口座番号、名義の記載があるもの）

確認

受付で提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

助成金振込日について郵送で通知します。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類で指定された口座に助成金を振り込みます。

③地域の茶の間・ふれあいいいききサロン助成／子育てサロン・子ども食堂助成

<年度初め>

※年度途中での申請も可能です。

申請

西区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 助成申請書
- (2) 事業開催案内のチラシ
  - ◆年度計画がわかるもの
- ※月2回以上のタイプは、週1回への事業移行計画書も併せて提出
- (3) 振込口座通帳のコピー（口座番号、名義の記載があるもの）

審査

担当者が提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

※申請時期により、概算払いで先に振込いたします（サロン助成・子育てサロン助成）

<年度末>

報告

西区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算報告書
- (3) 助成対象経費の領収書等

確認

受付で提出書類の漏れ等を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成額について郵送で通知します。  
◆翌年度になります。

振込

通知でお知らせした日に、提出書類で指定された口座に助成金を振り込みます。



どりくんでみませんか？



# 自治会の福祉活動

社会福祉協議会は、地域の福祉活動を推進する団体です。

地域で生活する高齢者や障がい者の安心・安全を守るしくみとして、自治会で取り組んでいただける社協事業を紹介します。ぜひご利用ください！

## 友愛訪問事業

地域に心配な人がいるけれど、理由もないのに訪問はしづらいな…そんな時に！



月 1 回、見守りが必要な方のお宅へ、地域のボランティアが「お元気ですか？」などの声かけのために 乳性飲料 を持って会いに行く活動です。

合併前から続く地域の見守り活動で、西区では自治会単位で行っているところが多いのが特徴です。西区内の約 7 割を超える地域で取り組んでいただいています。

財源には皆様からご協力いただいた赤い羽根共同募金の助成金が使われています

①自治会から  
事業開始の申請  
(随時相談に応じます♪)

②西区社協で  
個数を取りまとめ  
業者へ発注

③指定された  
訪問日に業者が  
自治会の拠点へ配達

④地域の協力者が  
訪問先へ持参して  
声かけ・安否確認

## 緊急情報キット

自治会を通じて  
個人の備えも行っていきたい…そんな時に！



事業の詳細は裏面のチラシをご覧ください。

個人として緊急時に備えるほか、そういう状況の方が自治会にいるのだということを自治会として把握していただくことが大きな役割であると考え、自治会を通しての配付を行っています。



# 西区社会福祉協議会 「緊急情報キット」 のご案内



## キット



※ほぼペットボトル(500ml)と同じ大きさです。

高齢者や健康上不安を抱えている方の安心・安全を守る取り組みとして、「緊急連絡先」「持病」「かかりつけ医」「飲んでいる薬の情報」「健康保険証(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の「冷蔵庫に保管」しておくことで**緊急時及び災害時**に備えるものです。

## 目的

- ①緊急時及び災害時等、緊急事態発見者から緊急連絡先への迅速な連絡のため、情報の活用を行います。
- ②利用者が救急車を要請した際に、迅速な医療情報の活用を行います。

## 情報活用のイメージ



地域の見守り活動のひとつとして活用していただくものです。

### (1) 配付対象

西区在住の高齢者、障がい者ならびに健康に不安がある方で自治会・町内会が必要と認めた方。

### (2) 周知方法

地域の実情にあった方法でお願いします。

個人のプライバシーにご配慮をいただき、周知・取りまとめ等をお願いします。

### (3) 費用

無料(赤い羽根共同募金の助成金を活用)

### (4) 受付期間

通年で受付。自治・町内会長→区社協へ申込書を提出ください。

